

第十三回 参議院内閣委員会會議録第十四号

昭和二十七年四月十四日(月曜日)午後二時九分開会

委員の異動

四月四日委員大山都夫君辞任につき、その補欠として西園寺公二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
山田 佐一君
山花 秀雄君

委員

小串 清一君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
上條 愛一君

國務大臣

運輸大臣 村上 義一君
政府委員 菅野 義丸君
内閣官房副長官 栗山 康平君
官房監査課長 大野木克彦君
行政管理局次長 柳沢 米吉君
海上保安庁長官 専務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件
○公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案
(内閣提出・衆議院送付)

○海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案を議題といたします。

先ず政府から提案の理由の説明を請います。

○政府委員(菅野義丸君) 只今議題となりました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令、即ち昭和二十二年勅令第一号は、昭和二十一年一月四日付連合国最高司令官の日本政府宛書、公務従事者に適せざる者の公職よりの除去に関する件に規定された諸事項を実施するために制定されたものであります。

この覚書はポツダム宣言の第六項を実行するため、軍国主義的國家主義及び侵略の活潑なる主張者並びに極端なる國家主義的団体、暴力主義的団体等の有力分子等と認められる一切の者を公職より罷免し、官職から排除することを命じ、且つ以後においても一層制限的な要件を設ける場合のあることを明らかにし、指令の厳格なる履行を要求したものであります。

政府におきましては、この連合国最高司令官の厳格なる指令及びその後の具体的な指示に従つてこれが迅速且つ適正なる実施に努め、昭和二十三年五月までに約二十万名に対する指定を終り一応所期の目的を達したものであります。

連合国最高司令官の指令等により必要な補足措置を講じて来たのであります。

他方、この勅令の規定する諸制限を解除しても我が国がポツダム宣言の條項の目的を達成する上に支障を来すことがないと思はれる覚書該當者につきましては、政府は訴願その他の措置により再三これが指定の解除に努め、現在におきまして、先に制定公布されました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該當者の指定の解除に関する法律に基づきまして公職資格訴願審査会を設置して訴願者の指定解除に鋭意努力致しておるものであります。

然るところ、御承知のごとく昨年九月サンフランシスコの平和會議において我が国との平和條約の調印を見まして、国会の御承認を経て我が国はすでに批准書の寄託を終えており、調印各國においても批准の手續が急がれておりますので、平和條約の効力発生の日も近いものと予測されるに至りました。而してポツダム宣言第十二項において、同宣言に掲げる諸目的が達成せられた場合連合国占領軍の撤収せらるべきことが規定され、又平和條約第六條において、同條約の効力発生後には連合国占領軍が撤退される旨規定されていることよりいたしまして、平和條約の効力は、我が国においてポツダム宣言に掲げる諸目的が達成された旨連

合国により認められたことを意味するものと存する次第でありまして、前述の昭和二十一年一月四日付日本政府宛書第六項におきましていわれる追放はポツダム宣言第六項が日本において完全に履行せられるまでの間継続することを明記いたしておるのであります。

以上申述べました点に鑑みまして、政府は平和條約の発効を期していわゆる公職追放の措置を撤廃することが妥當なる措置と考え、ここに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令及びこれが関連事項を規定いたしました諸命令並びに前述の公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該當者の指定の解除に関する法律を廃止し、これ等諸法令の廃止に伴う關係法律の一部改正その他所要の措置を講ずるため本法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(河井彌八君) なおこの際政府からこの法案の内容について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(栗山康平君) それでは只今御説明になりました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本文におきましては、「左に掲げる法令は、廃止する。」といたしまして、九つの法令が出ております。

最初の第一番目にあります公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令、これは昭和二十二年の勅令第一号として公布されましたいわゆる追放令でございます。その次にございますものは、最初の昭和二十一年に出ました勅令第九号、二十一年の勅令第一号の基になる勅令でございますが、その勅令の出る前に衆議院議員の立候補者に対して仮に資格確認をするという方途をとる必要上出しました内務省令でございます。そのとき限りのものでございまして、現在まで廃止の手續をとりませんでしたので残っております。それから第三番目には、これもやはり昭和二十二年に選挙の關係で資格審査するためのにそのとき限りの資格確認の手續上の勅令を設けた令でございます。

第四番目の昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く昭和二十二年勅令第一号第八條に対する特例に関する命令、これはやはり同様の趣旨でございます。閣下、内務省令として出たものでございますが、やはり選挙に際します確認を求める手續上を簡素化するためのそのとき限りの閣令、内務省令でございます。現在においては実質上は生きておらない省令でございます。第五番目の昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該當者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への

最初の第一番目にあります公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令、これは昭和二十二年の勅令第一号として公布されましたいわゆる追放令でございます。その次にございますものは、最初の昭和二十一年に出ました勅令第九号、二十一年の勅令第一号の基になる勅令でございますが、その勅令の出る前に衆議院議員の立候補者に対して仮に資格確認をするという方途をとる必要上出しました内務省令でございます。そのとき限りのものでございまして、現在まで廃止の手續をとりませんでしたので残っております。それから第三番目には、これもやはり昭和二十二年に選挙の關係で資格審査するためのにそのとき限りの資格確認の手續上の勅令を設けた令でございます。

就職禁止に関する命令、これはそのとき新たにここに掲げました地方農業調整委員会等ができて、これに對して就職する場合に、この命令第一号によつて資格確認を受けた者でなければ就職はできないというものをここに規定したのであります。第六番目には、内閣総理大臣から賞書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を受けていない者の立候補の特例に関する命令でございますが、これは昭和二十三年に選挙がありました際に、非常時期が切迫しておりまして關係上、資格確認を求める期間が足りません場合に、確認を求めなくても直ちに立候補ができる。但し立候補したあとで、資格確認を行うという手続上の特例を設けた總理庁令でございます。

その次に、第七番目、昭和二十二年勅令第一号の規定による賞書該当者等の農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に関する命令、これは第五番目と同様の趣旨に基く資格確認者のみにこの地位に對する就職を認めるという總理庁令、農林省令でございます。第八番目の昭和二十二年勅令第一号の規定による賞書該当者等の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に関する命令、これも右と同様の趣旨に基いたものでございます。第九番目に掲げてございます、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による賞書該当者の指定の解除に関する法律、これは昨年国会を通りました法律でございますが、現在行われておりますところの訴願に基く追放者の指定解除をきめておる法律でございます。

それから附則に入りまして、附則の第一項、この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する、という趣旨でございます。第二項におきましては、これは公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する日がこの施行の日、即ち平和條約最初の効力発生の日からであるということを確認に規定したものでございます。他の法令に別段の定めがある場合を除く外、とございまして、これは、例えば軍人の恩給等のごとき、まだ停止せられておる場合を除くという意味でございます。この場合に必要事項は、手続等につきましては政令で定めさせていただきますと存しておる次第であります。第三項におきましては、ほかの法律、こういう法律を廃止する場合と同様に、この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による、旨でございます。ほかの法律と同じような建前をとつたわけでありませう。

第四項におきましては、總理府設置法の改正でございますが、これは、總理府設置法の中に昭和二十二年勅令第一号等の所管が書いてございまして、ものを今後削る、第十五條というものは削る、削除する意味でございます。そうしまして、第十五條第一項の表、これは附屬機關の表でございますが、この中から公職資格訴願審査会という表を削るのでございます。この訴願の法律が廃止になると共に、この審査会は廃止になることをここにはつきりいたしたわけでございます。第五項におきましては、法務府設置法の一部改正でございますが、法務府設置法の

第一條第三項、即ち所管事項の中かに、ここにありますように、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による賞書該当者の觀察等に関する事項、というものを削除いたしましたのでございます。第七條第三項第三号、これも同様の趣旨でございます。第六項といたしまして、公職選挙法の一部改正でございますが、第九十九條第三号は、これは、追放指定を受けておる者が寄附をする場合に、それを禁止しておる條項でございます。追放令がなくなりましたのでこの條文は削除いたすことにいたすわけでございます。第二百四十八條第二項、これはそれに対する罰則でございます。それから第二百五十條はその罰則を引用しておる條文でございます。二百四十八條の第二項が削られますので、二百四十八條第一項とあるものを二百四十八條というように一項だけになりますので、その項を削る技術的な問題でございます。

以上を以ちまして説明を終わります。○委員長(河井彌八君) 本案につきまして御質問がございすればこの際お願いいたします。○補見義男君 二点伺いたしたいのですが、一点は、現在追放解除についての昨年の法律に従つて最後の審査をやつておられますが、これで非常に急いでやつておられるのですが、こういう追放解除の勅令が効力を失うということになると、審査要求をした人と、しな人とは結論においては同じことになると思ふのですが、その点は法律上はどういう区別があるのでしょうか、その点を先ずお伺いしたいと思います。○政府委員(菅野義丸君) 御質問の御

趣旨誠に御尤もでございます。結局におきまして、平和條約が効力を発生いたしましたときには、この法律が通過しておりますれば、全部公職追放というものがなくなつてしまふのでございます。それから、現在資格審査委員会へ訴願と言いますか、解除の申請をしておるというものが非常に無意味のようにとれるのでございますが、これは先ず第一には、一日でも早く追放が解除になりますと、恩給その他の権利がそれだけ早く回復するという実質的な効果がございまして、又もう一つは、解除の申請によりまして、委員会等で以て解除ということになりますと、占領期間中に解除になつたということが言えるのでございまして、この元になるポツダム政令がなくなることによつてその効果が全然なくなつたというのは、一応占領期間がもつと続いたならば、その期間中は追放という事実があつたというふうなことになるのでございまして、多少そこに、実質的には違ひませんが、形式的に違ひようと思はれるのでございます。併しなから、お説のごとき、実質的には殆んど、殊に今後解除の指定をいたす向きに對しましては、時日の違ひと言ひまして、僅か数日とか、或いはそれに近いものでございまして、殆んど差がないように考えられる次第でございます。

○補見義男君 ついでにお伺いしたいのですが、現在解除の申請を出しておる人で、この法律に基いて従来から申請を出した人で、又その審査未了のもの、未了の人の数と、それから審査請求をしたけれども、依然として軍国主義的或いは国家主義とか、そういうふうなことで審査の結果、解除されなかつた件数、これを一つ参考のために伺いたいと思ひます。

○政府委員(菅野義丸君) 今回の法律によりまして、解除の申請をやりまして、これを拒否する場合、この場合には、必ず本人か、或いはその利益代表者を呼んで意見を聞かなければならぬことになつておるのでございまして、只今のところ、この委員会は一入でも多く理由のあるものを解除することに全力を盡しておる次第でございます。毎週二回以上も開いて鋭意努力してこの申請による審査をして、そして解除の手続をとつておる次第でございます。そこで御質問は何人くらい申請したものに對してこれを解除しないという決定をしたかというお話でございますが、その手続はまだやつておらないのでございます。それでできるものからどん／＼進めておるのでございまして、まだ解除しない、はつきり法律の手続によつて決定したものはないのでございます。

なお御参考までにどのくらいの数が今までに解除され、現在どのくらい未了であるかということをお申上げますと、訴願の審査会を開始いたしましたときに追放者の総数は一万五千人ほどであつたのでございまして、そのうちで解除の申請をいたして参つたものが九千八百七十九人現在までにございまして、それで現在までに解除をいたしたものの数は七百六十六人という数字になつております。それで現在手続が未了なものは約千五百人でございまして、この数字がちよつと合いませんのは、いろいろダブつた資格で以て申請等がございまして、この合計が必ずしも申請数とは合いませんけれども

も、一応とにかく現在まだ鋭意やつておられますが、その手続が終らないものが千五百人ございます次第でございます。これは平和條約の効力発生まで一人でも多く審査をいたしまして解除をいたしたい、こういうつもりで以て審議会の人々も御努力を願つておる次第でございます。

○補見義男君 今の御説明で大体千五百人くらいが残つておるといふようなお話ですが、そうしますと、平和條約の最初の効力発生の日というのは、伝えられるところによると、当初は今の中旬といふことが少し延びて二十日とか、或いは今月中とかいふようなふうになつておるのですが、その場合に仮に今月中といふようなことになつた場合に、今のお話のごとく一人でも多くといふことで御努力になつておつて、その残りの千五百人が、殆んどすべての人が解決つのかどうか。そこで問題は先ほどもお話がありました、この法律ができて、そして効力が自然消滅したのと、そうでないのと、違ひは、占領期間中に解除されたといふことに相当の重点を置かれておるようなんです、單に事務的の都合で、残つた人は実は政府のそういうふうなお考えとは違つた印象を受けるのじやないかと思ふのです。即ち超国家主義、或いはその他の追放の最もひどい條項に該当したものと占領期間中はど

うしてもできなかったのだ、こういうような印象を受ける虞れがありはしないかと思ふのですが、千五百人の人々が、その審査の順序と言いますか、段階と言いますか、そこら辺はどういふ

ふうにお考えになつておるのでしようか。

○政府委員(野野義丸君) 実はこの千五百人のうちに戦犯で目下刑を受けておられますものが約千四百人近く、千三百八十三人という数になるのでござい

ます。あと残りのものは僅か百二、三十人でございますが、これにつきましては成るべく、こゝ一週間くらいに解除の手続を済ませたいといふつもりで鋭意やつておる次第でございます。少くともこの人は解除申請があるにかかわらず解除をしないのだといふ決定を法律の規定に基いてやる前に一人でも多く解除のほうに努力してやりたい、かように考へておる次第でございます。それから先ほど私が申し

ました占領期間中に解除になつたといふものと、それから自然になつたといふものと非常に区別をして、政府は前者に重きを置いておるやうなふうにとれたかも知れませんが、政府は決してそういうふうには非常に重きを置いておるといふ意味ではないのでございまして、とにかく一日も早くこういう公職追放といふような事実から解放して差上げた、こういう気持ちで以て進んでおる次第でございます。実際の効果におきまして恩給受給権のごときはこの附則にございしますように平和條約効力発生の日を受けるのでございしますから、実際の効果は余り違ひはないのでございしますが、とにかくできるだけ早く元になる法律がありましてうちに解除をして差上げた、こういう気持ちでございします。

○補見義男君 もう一点、附則の第二項なんです、他の法令に別段の定めがある場合、云々とありまして、先ほどの御説明に、旧軍人恩給等を指摘されたのですが、それ以外に何かあります

か。

○政府委員(野野義丸君) これは別に法律案を出してございまして、軍人等の恩給特例につきましては一年間延期といふことになつてございしますが、それの附則にもございしますように、連合軍の最高司令官の命令によつて逮捕されたり、或いは刑に処せられたるものの恩給年金等につきましてもやはり軍人と同様の取扱をしてございしますので、そういう人たちがやはり特別の規定の中に入ります。

○鈴木直人君 先ほどの御説明によりますと、この法律が施行されると同時に、曾つてボツダム勅令で指定された者は当然親の勅令がなくなるから、放逐されるという事実がなくなつて来るから解除されるという結果になるということでしたが、一般の犯罪などはその法律があつた場合に犯罪を犯して刑に処せられれば、その親の法律がなくなつてもそれは残つて行くといふことになりまして、この條項の中には全然そういう規定はない。曾つてこの廃止される勅令によつて適用を受けた者は当然そのときから解除されるのだといふような規定は特段に規定されてい

ないのですが、そういうことをしなくとも今のような解釈で行けるといふ方針で行つておられるわけですか。

○政府委員(野野義丸君) お答え申し上げます。一般の犯罪等につきましては、その法律がなくなりまして、その過去の行為につきましては従前の例によるのが普通の例でございします。その効果が存続するといふことは当然でございしますが、この公職追放は、御承

知の通り連合国最高司令官の命令によつてあつたり或る人の行為について或る法令を定めて當てはめた法律上の効果でございまして、ちよつと普通の犯罪のように或る一定の條項がありまして、或る人の行為がすでにできております法令の條項に當てはまつたために犯罪、刑罰というやうな効果が生まれ

たものと少し違ひやうに思ふのでございします。従いましてこの法律におきましてこの追放令の罰則に觸れたもの、過去の行為におきましてこの勅令はなお存続すると同時に取扱いまして従前の例によつて、こゝに一般の原則によつておる次第でございまして、占領期間中の司令官の命令によつて作られたこの種の制度といふものは占領期間が終了すると同時に当然廃止すべきものではないかといふふうに政府は考へておる次第でございします。

○鈴木直人君 次に独立した後においてこれに類似したやうな考へ方で以て公職に就くことを禁止するとか制限するとかいふやうな日本独自の考へ方から行く法律といふやうなものをこゝにおるかどうかといふ点ですね、例えば徳田球一その他の人も追放から解除されることは当然だと思ふわけですが、勿論具体的にその人を言うわけではなく、論議的にその人を言うわけではなく、いふものについて個人について何らかの公職から排除するといふやうな、独自の占領政策でなく日本独自の見解からそういう案を出そうとしておるのかどうか、そういうことをお聞きしておきたいんです。

○政府委員(野野義丸君) お答え申し上げます。この公職追放の勅令に代るべきものとして、つまりこれと同じやうな、同様又はこれに類似の効果を占領後も実現するために日本政府が占領

まして法令の改正等をする気持は全然ございしません。ただ例えば公務員になる資格であるとか、或いはその他公職に就く資格等につきまして将来必要ならばそういうやうな法律によつて或る種の制限が行われるといふことはあり得るかも知れませんが、目下のところではそれは全然考へておらないのでございします。いわんや公職追放の目的のやうに過去の事実に基づいて一定の公職に就くことを禁止するといふやうなことは独立後は考へない次第でございします。

○鈴木直人君 それから例へば戦争犯罪人のこととかは犯罪は残つてゐるわけですが、併しなから公職の追放令はまあなくなつてしまふ、こゝに結論になるわけですが、そういう人たちの公職に就く場合には一般の公務員法なり、そういうものを適用するといふことになるわけですね。

○政府委員(野野義丸君) 平和條約にございしますように戦犯の刑の執行その他は日本政府に任せられることになるのでございまして、その刑の執行が終りました後は一般の法律によるのでございまして、特に戦争犯罪者として特別の扱いをするといふやうなことはございしません。

○竹下豐次君 この法案に直接の関係はありますが、軍人の恩給に関する件についてちよつとお尋ねしたいと思ひますが、軍人恩給の復活については新たに恩給法の特別審議会というやうなものができてどの程度に復活するかといふやうな件をこれから御研究に

なり、大方一年くらい後からそれを法律として恩給を支給するというような御計画だと、こういうふうにも承わつておるのでございますが、追放がまだ解除になります、そうすると結局軍人はやはり文官が追放の解除になつたのと同じように、自分たちもすぐにでも恩給が復活するのじやないかというふうに一応期待するのが普通だと思ふのであります。そこに審議会ができて慎重に御審議になるのでございまして、うけれども、一年延びるということになるとその間一年分が、つまり生活に困つておる人があるわけでありまして、非常な不安を伴う、或いは又一年後に廻つて新しい復活の法律を適用されるというふうなことになるのかも知れないけれども、それにしてもその一年間というものは苦しいという人がたくさんあるだらうと思ひますが、その点をどうして救済される政府のお考えでありますか、一応伺いたいと思ひます。

○政府委員(菅野義丸君) お答え申し上げます。只今の御質問に御尤もでございまして、政府といたしましては事柄の本筋といたしましては旧軍人の人たちの恩給は当然これは復活すべきでございまして、それを仮に一年なり半年なり延ばすということは誠に忍びないところでございまして、併しながらこの軍人の恩給を復活すると申しましては、御承知の通り非常に軍人の恩給にはいろいろの特典、その他軍人特有のいろいろの制度がございまして、これと一般文官との関係、それからそういういろいろの特典制度というものをどういうふうに変えるかというふうな程度の問題等もございまして、一方又

国家財政の上に與える影響も相当大きいと思ひますので、これは簡単に独立を間近に控えた早々の間に政府限りで以て案を作りましては却つて禍いを後に残しはしないかというのを非常に考へまして誠に忍びないところでございしますが、占領期間中ずつと恩給その他のものは停止されておりますので、それをもう少し我慢して頂きまして、これは早急に案を作りまして、そうして必ずしも一年間と言わず、できれば成るべく早く復活いたしたい、こういうふうな考へておる次第でございします。これは御承知の通り平和條約の効力発生までは当然とめられておりますので、来年の三月三十一日というところに期限はなつておりますが、必ずしも一年という期間ではございせんし、又三月三十一日までにはすつかり

勿論案を作りまして、できればその前にでも実現いたしたい、こういうふうに考へておる次第でございまして、この点についてはあとでいろいろ支障のないように十分各方面の有識者のかたに集まつて頂いて立派な案を作つて国会のほうに提出いたしたい、かように考へておる次第でございします。

○竹下豊次君 私のお尋ねしたいのは、できるだけお急ぎであらうと思つておりますけれども、それが一年の予定が半年に繰上るといふようなことも一応予想されるわけでありまして、それにしても半年のプランクというものができる。その間の措置をどうしてなさるつもりであるか、その点を重ねて伺いたいと思ひます。

○政府委員(菅野義丸君) お答え申し上げます。そういうわけで以て一般的に軍人

恩給とか年金を停止いたしますので、どうしてもその間に何らかの手を打たなければならぬと思はれるかた々々、は遺族の人、それから傷痍軍人のかたがたでございまして、そこで今回別に法律案を出しまして、遺族のかた々々とか或いは傷痍軍人のかた々々に對しましては一応現在の財政の許す限りの救済をすることにいたしましたのでございまして、これは軍人恩給が一般的に何らかの形で以て復活いたしました場合に、或いはこれに吸収されるものと思われまして、一時的なものでございします。そういう意味合いにおきまして取りあへず国民といたしましては、政府といたしましてはどうしても放つて置けない遺族と、それから傷痍軍人に對しましては別の法律案で以て一応の救済措置を講じたような次第でございします。その他老齢の軍人のかたがた等労働力を失つた人たちに對しては、誠ににお氣の毒でございしますが、これ又普通恩給の復活ということになりますと、その他の恩給との振合いが相當むずかしくなりまして、それだけ復活いたしますと、それが又あとの禍根になるといふようなことがあつてはいたしませんので、誠ににお氣の毒でございしますが、普通恩給のほうは高齢者に対しては復活することはできなかつたような次第でございします。

○竹下豊次君 今のお話のこういう軍人であるとか、遺族の關係とかいふようなことは御尤もなことでは結構ですが、それ以外の者で文官の復活するといふものと権衡をとるといふ意味においても、追放解除になつたときから早速支給すべきものじやない

か。それが、非常に多数の者で、又元氣にはしておる、老齢でもないといふような者は、そのプランクになつていゝる間は支給されないのだといふようなことになりましては不権衡な問題が残るのじやないか。それで審議会でかきめになるのでありますから審議会でどういふ案ができるのかわかりませんが、けれども、その追放解除のときに廻つてといふようなことをおきめになることも私はできることじやないか。かように思つておるわけでありまして、そういう点は政府のほうではお見込みにならないのですか。

○政府委員(菅野義丸君) この点は財政のほうの問題とも絡み合ひまして、こゝで以て必ずしも廻して平和條約発効の日からといふふうにお約束するわけには参らないのであります。審議会で以てどういふふうな案になりまするか、それとそれから国家財政から許される財源の額等から眺み合せまして適當な案を作りたいと考へておる次第でございします。なおこの文官との振合いでございしますが、先ほども申しました通り軍人に對する恩給の復活といふことは非常に複雑ないろいろの調整が必要でございまして、或いはそれが及して文官のほうにも及ぶのではないかといふふうなことも私も考へております。いずれにいたしましても暫らくかすに時日を以てして頂きまして、成るべく公平に又完全な案を出したい、かように考へておる次第でございします。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

では本案については御質疑が盡きたものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

それでは討論に入ります。この際御意見のあるかたは御意見をお述べ願ひます。……御意見もないと認めますから採決をいたします。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案を問題といたします。本案に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致と認めます。では本案は可決すべきものと議決せられました。つきましては賛成者の諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名

山花 秀雄 横尾 龍
山田 佐一 上條 愛一
楠見 義男 竹下 豊次
小串 清一

○委員長(河井彌八君) なお委員長の報告は委員長に御一任を願ひたいと思ひます。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議なしと認めてさうに取計らいます。

○委員長(河井彌八君) それでは次に海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましてはすでに地方行政委員会との連合委員会は一応解除になつております。そこで本日は委員諸君から本案について政府に對する御質疑をお願いいたします。

○竹下豊次君 この前開かれました地

方行政委員会との連合委員会におきましてここに提案されております海上保安庁の組織の一部になつておる海上警備隊がついての間開かれた閣議で決定されて、そして予備隊と並んで新らしくできる保安庁の仕事の一部になるというところにきめられたということとを伺つたのであります。そうしますと、今度の案が、一応この案がでる前の考え方と、その後の閣議の決定とが違つてゐるということになるから、新しくできるこの機構の法案につきまして幾らか違つてゐるのじやないかという疑問が起るわけであり得ます。そうするといふと、若し今私が想像するように一部でも変わる、或いは根本的な考え方が違つて行くのだというやうなこともなるならば、今この案の審議を急いでやるといふことが無意味じやないかというふうにも疑問を持つわけでございます。が併し何か特にこの際急いでやらなければならぬ政府の立場としては止むを得ない事情があるといふことでもありましたらば、これはもう当然進めて行かなければならぬことだと思ひますが、その辺の事情はどういうことになつておりますか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(柳沢米吉君) 只今の御質問の第一は、今回御審議願つております海上警備隊といふものが、先般閣議決定に相成つたと言われております。保安庁に入りましての性格の相違ですか、私も事務的に考えました場合に現在の海上保安庁におきまして警備隊は、海上保安庁の現在やつております業務に對しては、非常事態がござりますときに活動の命じりますものでございまして、相当頻繁に活動するものと考へられるわけであり得ます。先般委員会におきまして村上運輸大臣が保安庁に入りましてのときに多少変わるのではないかとのお話でございましたが、その辺の空気が、現在御審議願つております警備隊は長官の命令を以ちまして活動いたすのでございまして、相当頻繁に活動がござりますものと考へております。今更でございます保安庁の新らしい機構といふものに参りまして、たゞの活動命令系統がどうなるかといふことはまだ明確にはなつておりませんが、大体一部は総理大臣の命令といふことによつて活動することがあり得る、又海上保安庁長官といふものも、命によつて活動することがあり得るという二つの場合があると思へられるわけであり得ます。このことを、命令権者の位置、或いは所掌の範囲内といふ点におきまして海上保安庁、現在の海上保安庁長官が出動命令を遂行するといふことと、総理大臣乃至は担当大臣が出動命令を下すといふ点において多少差があるのではないかと、先般運輸大臣が申し上げました差があるのではないかと、この点で考へられ、是の次第であります。設立の趣旨、或いは使用の性質等におきましては、先般大橋國務大臣から御説明のありました通り、何れもそこに変化はないのだといふふうに考へられる次第であります。なお第二の御質問でございまして、これはなぜそれでは急いでやらなければならぬかといふお話でございまして、我々事務局といたしましては、予算が成立いたしましてここに直ちにこれが整備にかかりたいといふふうに考へておるわけでございますが、御承知の通り募集をいたしますのに最低約一カ月の募集期間を必要とするのでござい

ざいます。なお御承知の通り船艇に乗りまします職員としてこれを陸上で教育或いはその他の技術を習得せしめるために、大体最小限におきまして一カ月半以上を必要とするわけでございます。或いは三月間といふものは、船に乗せますまでにはどうしても最小限必要な期間であります。でき得るならば我々といひましたは、米國からの貸與船が講和発効と共に参りますとすれば、これに直ちに乘せたいといふふうに考へてゐる次第であります。併しながらこれを、本法案をできるだけ早く通過させて頂きますれば、その通過いたしました日に直ちに募集にかかりまして、これによつて一日も早くその船艇に乘込ませたいといふふうに考へる次第であります。又一面におきまして、新らしい機構といふのは七月一日発効といふふうに聞いておりますが、その間におきましてすでに船艇が或る程度来るといふことも予想せらるるのであります。この予想の間に、この来ました船艇を如何に保管するか、これが人員を如何に組み入れるかといふ点につきまして、事務局としては非常に苦心を拂つてゐる次第であります。できればその間におきまして、募集人員のうちから、そういうものに慣れた人を早く募集して乗組員その他にしたいといふふうに考へてゐるわけであり得ます。が、こういう場合に七月一日まで待つておきまして、七月一日以降におきまして募集いたしましてこれを乗せ得るやうにするといふことに相成りますと、秋になるわけであり得ます。従ひまして我々が考へておりますいろいろの事業、例えば漁船の保護その他の問題

も、できる限り早くこれを有効にしたいといふことを考へてゐるわけでございます。本法案を一日も早く御審議願ひ、早くやりたいといふふうに考へてゐる次第であります。

○補見議員君 私は先般地方行政その他の委員会との連合委員会における質疑応答の状況を伺つておきまして、多少疑問になつてゐる点を二、三伺いたいと思ひます。第一、実はまだその整理が十分できておりませんので、極く概略のことだけを伺つて、いづれ又整理をした後改めて伺ひすることにいたしましたと思ひます。先般の連合委員会における状況を伺つて、いふやうな意見がござりました。が、どうもはつきりしない点は、実は運輸大臣の御答弁になるところと、かねて予算委員会等における大橋國務大臣の御答弁になるところに、多少そこに行違ひが申しますか、必ずしも完全に一致したとは言えない節があつたのではないかと、いふやうに察知されるのであります。事実予算委員会における質疑応答の状況を伺つておきまして、その委員長のやつておきまして終始政府側の説明なり答弁を伺つておきまして、その先般の運輸大臣の御答弁を伺ひまして、私も同様な美は疑問と言ひます。か、明瞭ならざる点を持つてゐるのであります。それはどういふことかと申しますと、運輸大臣の終始変らざる御説明は、海上警備隊、この新設の海上警備隊は海上保安庁の任務の範囲内でやつて行くのだといふことを強調されておりました。そこで連合委員会でも、海上警備隊の出動命令に關する発議と

か、或いはその編成の方式等がどうなるかといふやうなことで、そういう具体的な問題にまで質疑が続けて行かれたわけであり得ますが、大橋國務大臣は防衛とかいふやうな点を相当強調されたやうに私は記憶してゐるのであります。即ち大規模な密輸とか、或いは海上漁業の保護とか、そういうやうな場合に、特に相手方が組織的に武力を持つておるやうなときに、この海上警備隊の任務といふものが相当高く評価されるやうなふうにと受取れる意味の説明があつたのであります。従つて、そういう場合にこちらが停船命令を出したりなんかして、大砲で威嚇したときに、それが発端となつて現場における大砲の打合ひのやうなことが起り得るやうな、それが憲法九條に引つかり得るやうな、或いはそのこと自体が國際紛争を惹起する原因になり得るやうな、そういう点が中心になつて發展をして、議論が職力問題に大きな問題を提示したわけなのであります。ところが、先般も申し上げたやうに、運輸大臣は飽くまでこれは海上保安庁の任務の範囲内であると、そこで、必ずしもそれははつきり申されたいと思ひませんけれども、この海上警備隊が、保安部と言ひますやうか、保安機構に移る場合には、目的が或る程度変わるやうなやうな意味に受取れる御説明もあつたやうに思ひます。同時に又移る場合には一体となつて移つた方がよいといふやうな御説明もあつたやうに記憶するのであります。そこで、折角運輸大臣がこゝにうやうやに主管大臣として御説明になつておる説明の途中に、保安機構の、一般の行政機構改革に關連して、保安機

構への移管の問題が登場して来てお
り、従つて、そういうことであれば、
何も急いで、そして運輸大臣がまあ
しんから主管大臣としてお考えにな
つておられること、多少とも目的
的の違つた機構に、すでに目前に移
り変わるならば、何も急いでこれをや
らずに、その受入れられる側の大臣か
ら、この新設海上警備隊の性格なり、
或いは憲法との関連なり、或いは自衛
力増強問題との関連なり、そういうた
ことを伺つたほうが、むしろ我々とし
ては、審議の正確を期する上において
適当じゃないかと、こういうふうにし
て思われるのであります。そこで、只
今竹下さんからその点について伺ひ
になつたように私も了解するのであり
ますが、この点、もう一度当面の主管
大臣である運輸大臣から御答弁を煩わ
したいと思ひます。

○國務大臣(村上海一君) 私本日衆参
両院の運輸委員会のお出でにおいま
して、大変遅刻しまして相済みと思
つております。先ずお詫言を申し上げま
す。

只今楠見先生からの御質問でありま
す。今海上保安庁に警備隊を新たに設
けるという趣旨は、以前から續々申述
べております通り、全く巡視船は一万マ
イルの沿岸線及びその海面を巡視警戒
するの、僅かに百六十隻程度しか
ないのであります。自然一隻の巡視船の
受持区域は約七十マイルに及んでお
る次第であります。で、この一隻が何
かそこに警備の船らしいものを発見し
た、或いは又密入国らしき船を発見し
たとしても、相手が極めて單純な
ものでありますれば、十分それに対し
て取締をなし得るのであります。ちよ

つと手強いものになると、どうしても
巡視船一杯では手の下しようがない。
又相手一杯ではありまして、ときには
武器も持つておられる場合がある
のであります。又、船そのもののスピー
ドから申しましても、遙かに相手のほ
うが力がついておられるような場合
が少なくないのであります。で、そうい
う場合に、ただ旗によつて信号を、停
船命令を出しまして、何らの効果も
得られないというようなことも、事実
再々出つくわしておられる次第であ
ります。又天災地変等に際しまして
て、少数のバトロール船では誠に結果
から見て遺憾の点が少なくないのであ
ります。地震或いは台風その他の天災に
際しまして、手の施しようがない、
みず／＼沈船その他が生じておられる
手が及ばないというような場合も過去
において苦い経験を持つておるのであ
ります。どうしても或るまとまつた機
動部隊が必要である、そうして、五杯
なり七杯なり船が隊を組んでそれ／＼
そういう必要に応じて直ちに出勤する
という体制を平時において整えておく
ことが必要である。従つて、そう多く
の隊は必要でないでありまして、少
少くとも数カ所にそういう隊を設けて
平素編隊として訓練をして、必要な場
合に直ちに出勤して所期の効果を全う
する、海上保安庁の使命を全うする、
ということが必要であると信じて、
この警備隊の編成を保安庁法改正法律
案として提案しておられる次第であ
ります。従ひまして連合委員会の節に
も述べましたごとく、この海上保安庁
の警備隊、只今御審議を願つておる海
上保安庁法の改正法律案に設けます警
備隊というものは、現在の警備隊の予

備隊若しくは機動隊というものに丁度
適応するものであると信じておるので
あります。要するに、そういう使命の
下に警備隊を置いて、海上保安庁の設
置目的を全うしたいという考から起つ
ておられる次第であります。従ひまして、
これらの警備隊が出勤するという命令
は全く海上保安庁長官の命令によつて
ただ出勤するというもので、それより
も上の機関の命令で初めて動くんだと
いう性質のものではないのでありま
す。従ひまして、只今疑問が生ずると
言つて御指摘になりましたこの海上保
安庁法の改正法律案が審議されつづ
ある際に、機構の改正案が、いわゆる
各省設置法が提出されるということに
相成つて来たという御指摘でありま
す。全く御指摘の通りであります。今
陸上の警察予備隊とそういう性質の海
上保安庁の警備隊が一つになるという
場合には、何らかそこにある海上保
安庁の警備隊という性質にアルファ
がプラスされるのじゃないか、これは
私の前にも申述べたと思ひます。そ
ういうふうに考へておつたのでありま
す。その後大橋國務大臣から聞きます
と、別にアルファが加わるとは考へ
ておらんというお説でありました。こ
の点は前説を一つ修正しておきたいと
思ふのであります。で、この機会に御
了承置き願ひたいと思ひます。要する
に、然らば何故に急いでこの海上保安
法の改正法律案を御審議願はんなん
かというところにつきましては、恐らく
長官からも説明をお聞き取り下さつた
と思ひますが、今いろいろの理由は
あります。が、急いでこの警備隊員を
募集して訓練をせんなん、教養をせ
んなんという点であるのでありまし

て、すでにお聞き及び信じます。が、
米國から借受けることに議を進め
ております船につきまして、千五百
トン級が十杯、二百五十トン級が五十
杯、大体米國の承諾を受けまして、順
次到着するであらうと期待いたしてお
るのであります。而も現在の海上保安
にはこれを受取る人間がいらないとい
う次第であります。そのため、どう
しても急いで警備隊員を募集し、受入
体制を整える法律が公布されましてか
ら、直ちに募集に従事するとしてしま
す。なお三月、四月の期間を経んけれ
ば乗組員ができ上らないというよう
な実情でありますので、急いで本法律案
の御審議を願ひ御可決を煩わしたいと
念願しております次第なのであります。

○楠見義男君 運輸大臣は先般の連合
委員会におけると同様に、海上警備隊
の任務の主たるものは、天災或いは海
難の場合における警備等を主として力
説されておられるように拜聴したのであ
りますが、そこでこの海上警備隊の出勤
命令に関する発議、或いは稟申の方式
等において、この前も論議が重ねられ
たし、その際における長官の御答弁で
私まだはつきりしない点があるので、
この点は長官からお伺ひしたいと思
ふのであります。この前の御答弁は、い
ろいろの機会にいろいろの質問にお答
えになつたのであります。が、要する
に、結論としては、直接長官が命令す
るか、或いは現在の警備救難部です
るか、次長なり或いは部長が補佐してや
るか、或いは又問題についての御
答弁は、法律的には疑問はあるが、実
際問題として、実際には次長が警備救
難監の補佐を受けて発動するというよ
うな趣旨のお答えがあつたように思

のであります。そこで、その点が実は
はつきりしない点なんです、今も大
臣からお述べになつたように、現在の
海上保安庁の任務の範囲内で海上警備
隊ができるということであれば、通常
の常識から言へば、その長官の、保安
庁の仕事の分掌して警備救難部とい
うものがあるから、その警備救難部の
仕事として實際部隊組織によるこうい
う隊ができるのでありますから、その命
令はその補佐に従つてやるのか何とか
いうことよりも、むしろその中心は、
事務的に言へば、警備救難部が事務的
にその中心となつて動くべきじゃない
か。従つて発議の稟申等も警備救難部
がやるんだという一途になれば、この
警備隊が保安庁の一部である、而もそ
の範囲内であるという点が明瞭になる
ように思ひますが、その点がどうも直
結するけれども、實際問題としては
側から補佐するのだらう、こういうよ
うな、むしろ消極的な、海上救難部の
補佐の仕事は消極的に受取れる
ものでありますから、そこに非常に疑問が
出て来るのですが、その点はどうなん
でしようか。

○政府委員(御沢米吉君) 御質問の点
は、私の答え方が少しこの前懸かつた
かと思ひますが、今度設けます海上警
備隊と従来の警備救難部と申すのも二
つの関連と思ひます。これの考へ方と
いたしまして、両方のオペレーション
的の考へ方は、警備救難部が両方する
のである。この警備救難部というもの
が、自分は命令権は持たれませんが、
長官の分身として全部や、而もこれ
が実際上はその人が稟申して長官の命
令が出るのではないかと、こう申上げた
わけでありまして、御承知の通り、海上

だ！その他通信機関は備へることは当然であります。そういう僅かな微々たる武器しか持たないのであります。而もそれらの武器は多くは号砲をする、停止命令を旗によつてした場合に応じない、そうすれば先ず第一発は船尾の相当離れた海上を目当てに撃つ、更に応じない場合には船首進路に向つて前方に一弾を撃つ、更に応じない場合には側壁の海面を目がけて撃つというのが、号砲のやり方だそうであります。が、この国際的なやり方に応じて停船命令をするということに用いるのが先ず平常考えられておるところであります。従いまして裝備と言ひ、又その裝備の用法と言ひ、今日の陸上の警察予備隊のそれらとは少しばかりギャップがあるように私も感じておるのであります。そういう点から先般本質は変らなうが、プラス・アルファになるのじ

やないかということとを連合委員会の席で申したような次第であつたのでありません。これについて楠見先生疑問をお持ちになるということは、これは御尤もだと実は思つておる次第であります。

○楠見義男君　今の保安機構はまだおきまりになつておらないようです。が……。

○國務大臣(村上義一君)　その点申し残しましたが、保安庁の機構は大体は閣議においても議に上り、又大体の決定はいたしておりますが、併しながら性格付けられることはその組織法にあると思つております。この組織法自体はまだ決定しておらない、近く決定されるだろうと思つております。

○楠見義男君　それではいずれその組立法が提案される際に改めてお伺いす

ることになります。次にこれは法文の解釈なり字句の問題ですから主として長官からお伺いしたいと思っております。それはこの二十五條の二十九で、第十六條の規定をまあ適用しておるのですが、例の協力命令の場合の規定であります。この協力に従わないといつた場合には一体どういう措置が講じられるのですか。この問題に関連して協力義務に於いた場合の補償の問題が先般も連合委員会で論議をされて、政府としてはその必要を認めるけれども予算の関係その他でむずかしいというお話があつたのであります。そうなりますと具体的に協力命令を拒否した場合と言いますか、従つた場合の場合の措置はどういうふうになるのか、この点を先ずお伺いしたい。

○政府委員(柳沢米吉君) 法規的には何らそれに対する罰則その他がございせん。

○橋見義男君 それからも一つは新しい法律の二十五條の入なんです。が、その海上警備隊の隊員となる資格に關する欠格條件であります。この四号に日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体云々とあります。が、具体的に言うとはこれははつきり申上げる共産党はこの政党に入ることから入らぬのか、それから共産党というやうな具体的な政党をまあかして一体どういふ政党を予想しておられるのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(柳沢米吉君) これは誠に何ですが、現在のところそういうものは無いわけでございます。而もこの條文は大体国家公務員法の文字そのまゝ持つて来ているのであります。こ

ういふものは現にはないのでございすが、予想して書いたという状態でございします。

○橋見義男君 そうしますと、共産黨員なる故を以て隊員の欠格條件としないういふふうに了解していいのですか。

○政府委員(柳沢米吉君) 共産黨員であるからという理由で以て欠格になることはないのであります。

○橋見義男君 それからも一つ、警備隊の配置計画についても種々連合委員会で質疑応答が交されたのを拜承したのであります。が、結論としては長官の御答弁は商船とか漁船とかそういうものの作業を邪魔しないというところ、それから又一方では新設は経費を要するということからして、旧軍港と旧軍港も商港転換の計画等もあつてなかつたか。そこで各地とい

ろいろ折衝中であるが、最初は横須賀一カ所になるだらうというやうな趣旨の御答弁があつたやうであります。が、ところが天災とか海難とかいふやうなもの、或いは密入国といふやうなものになつて来ますと、これは、而もこの海上警備隊の任務が緊急の場合に出動するといふやうになれば、横須賀といふのでは、例えば北のほうだとか、日本海だとか、西のほうだとか、そういうところには實際緊急の場合が出てくるにたつたつたのでは間に合はないのではないか、こ

ういふふうに思われるのですが、そういうことから考へて見ると、初めから海上警備隊を置く以上は、各所に配置して置かなければ、実は海上警備隊を置いた意味がないういふに思ふのですが、その点はど

ういふふうになつておるのですか。

○政府委員(柳沢米吉君) お説の通りだと思ひますが、現在のところ横須賀は幸いにしてすぐに基地の話がまとまつて、我々の持つてゐる出先がそのまゝ使えるという状態でございまして、ここは決定しておると考へておりま

す。なおそのほかにおきまして、現在交渉してやや大丈夫と思つてゐるものは佐世保が有ります。なおそのほか舞鶴の方面も相當に話が進んでおります。そのほか北のほうにつきましても適當な地域がありそうに思つておるものであります。現在我々のほうとしましては、先ほど申し上げました通り講和條約が発効いたしますと、逐次解除される船舶が参る、この参る状態に比例しまして人間を乗せて行く、そうしてそれを配備して行く、こ

ういふ状態になつておきます。できるものからやつて行くといふことになつてしまつて、できるだけ早くこ

ういふ基地ができましたらその基地で訓練をしておいて、船が入つたらすぐ乗れる、こ

ういふ状態になつておいて、少くともこの夏までには何とか一応海上監視その他の仕事ができるやうにしたい。それをしないと、講和條約発効後すぐに我々の手で、海の治安を守るといふやうなことを我々の手でやるということができない。こ

れは発効したら直ちにやりたいといふふうに考へておられますが、訓練その他の關係で多少一二月遅れるかも知れない。それにしまして早急にやらな

いと、それまでやはり何かから力を借りてやらなければならぬといふことは、我々がとるべき筋ではないのであ

らうといふ考への下に、できるだけ早

くこ

ういふ訓練をして、基地を見付け

て逐次それに合せて訓練をしたい、お説の通り各地に配備したいといふふう

に考へております。

○橋見義男君 大変くだいりやうなんです。が、一点ずつ長官と大臣に確かめておきたいのですが、先ず長官のほうから確かめたいと思つてゐるのですが、それは先ほどの隊員の欠格條件について共産黨員たるの故を以て云々しない、こ

ういふ御明言なんです。が、実は官庁としては一昨々年、一昨年来レッド・パージの問題でこれははつきりとしたその点は私は明らかにされたんじゃないかと

思つておるのです。特に警察予備隊に至つては、これも常識的に言へば日米安全保障條約が結ばれて、そうしてどこから侵入される虞れがあるのか、

そうしてその因と相呼応して國內に騒擾が起るとする場合にはどういふ団体があるかといふことは、これは常識的にや

はり見れば、皆が考へておるやうなことであらうと思つてゐる。その警察予備隊とは先ほど申上げたやうに、相當のギャップはあるにしても同

じやうな性格に近い組織で、共産黨員は、これは拒まない、たるの故を以ては拒まないといふことをはつきりお

つしやることによつて却つて問題はどうかといふやうな、これはきつめて常識的な見方なんです。が、それはさうい

ふふうに解釈していいでしようかどうか、その点を確かめておきたい。

○政府委員(柳沢米吉君) 現在の状態におきましては共産黨員であるから採用しないといふやうなことはない。併しな

がら例へば二十五條の十二でございしますか、その意に反して、降級又は免職される、この以外のものは免職さ

れることはない、こ

ういふことでござ

います。が、逆に勤務成績がよくない場合があるといふやうなときは免職され

得る。それから心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないといふやうな場合にも免職され

得る、第三に前二號の規定のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合にもやはりこれは免職し得る。第四條に組織若しくは定員の改定又は予算の減少により、階級若しくは等級の降止又は退職させられる場合は、こ

ういふ規定になつておるわけであり

ます。

○橋見義男君 私は実はさういふことを伺うのは、先般のレッド・パージでも、今お引きになつたやうな第二十五條の十二勤務成績とか、その他は勤務成績は他人よりもいい、それから

体も丈夫だ、熱心だといふ人がレッド・パージに実は引掛つてやめさせら

れた。私は別に共産党には何の關係もありませんけれども、事柄がやはりはつきりしておいたほうがいいと思つて

何つたのですが、これはこの程度にしておきます。

大臣に確かめておきたいと思ひます。これは、これはまあまだ未確定の状態です。が、或いははつきりした御答弁が得られないかも知れませんが、新

たほうがいいといふことをかねてお述べになつておられたのであります。が、

新らしい保安機構に海上警備隊が移行するといふ際に、それ以外の、いわば

親元の海上保安庁、現在の海上保安庁それ自体一体となつて行くのである

か、或いはさうでない場合には、運

搬

八

大臣としては新機構については御反対であるのか、この点を一つ伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(村上義一君) ちよつとお尋ねいたしますが、新機構に対しては賛成か反対か……。

○補見義勇君 いや、新機構に移る場合に海上警備隊だけが移るといふことについては、この前のお話では保安庁が一体となつて移つたほうがよいといふようなお話があつたんです、その点を……。

○國務大臣(村上義一君) 私はこの海上警備隊だけが移るといふことも一つの考え方だと思つております。併しなから一方におきまして、連合委員会のときにも申述べましたごとく、現在の海上保安庁の仕事につきましては、特に警備隊の仕事につきましては、或いは大蔵大臣、農林大臣、法務総裁、外務大臣等の命令監督を受けておるといふ面が仕事自体についてあることは御承知の通りであります。非常に複雑な内容を警備隊といたしましては持つております。従つてそういう關係上警備隊の現在の仕事に機動的にできるものだけではない、本家のものも同時に移るといふことがこの際は適當しやないかというふうに考えたのであります。總理府にできます保安庁と申しますが、その名前もまだ確定しておりませんが、この内容、陸と海との間に相當の開きがあることは申し上げた通りでありまして、自然受入れのほうでどうかというふうにも考えられるのであります。そのほの所の管の大橋國務大臣は差支えないという考えを持つておられます。閣議の意見に私も従つたやうな次第であります。

○補見義勇君 ちよつと聞き漏らしたのですが、大橋國務大臣が差支えないという意味は、一体として持つて行くことに差支えない、こういう意味ですか。

○國務大臣(村上義一君) 最初は私と同じように、私が一番最初一つの方法だと申し上げましたごとく今回附置する警備隊だけを移すといふことに大体大橋國務大臣も考へてはおつたように、これは付度であります。見受けておつたのであります。その後いろいろの意見も出まして、考えが變つて来たと思ふのであります。で、差支えないという意見については内容であります。が、陸と海との間に性質の違いがあつても差支えないといふふうの考えを持つたのだと思ひます。

○補見義勇君 実はその点をどうも伺ひする理由は、海上警備隊といふものの一部だけを移すといふことについて、それによからうといふような意見があるといふことになつて、それがその通りになるのだとすれば、実はほかのかたはどうか知りませんが、私は正しく直に大臣の説明を伺つてゐるものだから、海上保安庁の任務の一部を海上警備隊が取扱うのだと、こういうことになつておるにかかわらず、本家がこちらに残つて、子供だけが、子供といふか、その一部の仕事をやつてゐるものだけがこつちに移るといふ場合に、この海上警備隊の性格は、本々と、先ほど大臣がおつしやつたプラス・アルファといふか、性格の違つたやうなものになるように思われるのです。そうすればその機構改革がもう近くなつて来たのだから、先ほどのお話があつたやうに、アメリカから借りる船の受入体制といふやうなお話もありますけれども、性格が違ふものがあるやうな出て来るといふことであるならば、そのときに海上警備隊の機構問題は審議をしたほうがよいのか、いやないか、こういうやうな審議の、我々のこれは質問といふよりも、我々の態度を明らかに言ひますか、態度を決する一つの参考のために伺つたやうなわけなんです。その点は別に御答弁は要りません。

○國務大臣(村上義一君) この御審議についてのお心がまえ云々といふお話がありましたが、これについて今とやかく申すのはありません。ただ海上、或いは前掲となつておる点に事実と違ふ点があるかも知れんと思ふから一言申述べておきたいと思ふのです。海上保安庁としての本家だけが残つて、一部だけが向うへ移るんじやないかというお話であります。むしろそれは逆になるのじやないかと思ふのであります。海上保安庁の現在の仕事のうちで、海軍検査部といふのが、この海軍検査部は船舶の検査を行い、或いは修繕を命ずる、又海員の試験をするといふやうな仕事であるのですが、このほうの仕事、それから乗組員の試験の仕事、これはそれ、運輸省の現在の海運局と船員局、船舶局方面にそれ、落し込んでしまふことに相成ります。そうして燈台部といふのがあります。水路部といふのがあります。燈台部、水路部といふのは、それ、附屬機関として運輸省に所屬せられるといふことに相成るはずであります。で、今回設置せられます警備隊、警備隊、それから水雷その他掃海の仕事をやつておられます航路啓閉部、こゝういふものは内閣のほうへ移るはずであるのであります。現在の海上保安庁

でも、性格が違ふものがあるやうな出て来るといふことであるならば、そのときに海上警備隊の機構問題は審議をしたほうがよいのか、いやないか、こういうやうな審議の、我々のこれは質問といふよりも、我々の態度を明らかに言ひますか、態度を決する一つの参考のために伺つたやうなわけなんです。その点は別に御答弁は要りません。

○國務大臣(村上義一君) この御審議についてのお心がまえ云々といふお話がありましたが、これについて今とやかく申すのはありません。ただ海上、或いは前掲となつておる点に事実と違ふ点があるかも知れんと思ふから一言申述べておきたいと思ふのです。海上保安庁としての本家だけが残つて、一部だけが向うへ移るんじやないかというお話であります。むしろそれは逆になるのじやないかと思ふのであります。海上保安庁の現在の仕事のうちで、海軍検査部といふのが、この海軍検査部は船舶の検査を行い、或いは修繕を命ずる、又海員の試験をするといふやうな仕事であるのですが、このほうの仕事、それから乗組員の試験の仕事、これはそれ、運輸省の現在の海運局と船員局、船舶局方面にそれ、落し込んでしまふことに相成ります。そうして燈台部といふのがあります。水路部といふのがあります。燈台部、水路部といふのは、それ、附屬機関として運輸省に所屬せられるといふことに相成るはずであります。で、今回設置せられます警備隊、警備隊、それから水雷その他掃海の仕事をやつておられます航路啓閉部、こゝういふものは内閣のほうへ移るはずであるのであります。現在の海上保安庁

といふそのものは地方の海上保安庁本部と共に内閣のほうへ移るといふはずであるのであります。その点若し誤解でなければ結構であります。念のため申し上げておきます。

○竹下豐次君 私はこの間の地方行政委員会との連合委員会での大臣の、お二人の御説明によりまして、了承したところによりまして、今度新しくできる保安庁で所管すべき事項といふものは、閣議でもうすではつきりきまつたやうに了承しておつたのですが、只今お二人の質疑応答を聞いておると、何だかまだはつきりきまつていないやうな筋もあるやうにも疑いが起つたのであります。それではどうなんでしょう、念のためもう一遍……。

○國務大臣(村上義一君) 只今申述べましたやうな振舞ひによりまして、機構は閣議としては決定いたしましたのであります。この前地方行政委員会との連合委員会のあの朝決定いたしましたのであります。併しなから前刻も申述べました通り、これを作文しますことはまだできておらないのであります。この作文の如何によつて性格もおのづから決定して来ると思ひますので、この点を前刻補見先生に申述べたのであります。

○竹下豐次君 先ほど水と油といふやうなお話が出ましたのですが、ちよつと私の意見になつて恐縮でございますが、私は簡単に申しますならば、少くとも海上警備隊に関する限りは、この保安庁のうちの他の一翼である予備隊と比較いたしました、水と油とほど違つておるものではないと思ひます。非常に似た部分があるのであります。大

臣は予算委員会その他で何と御説明になつたか知りませんが、私の印象は非常に似通つたものがあると思ひます。といふので今度それが一体になる、保安庁の一翼になるといふやうなこともさう不自然であるとは思ひませんが、それはそれによつて、一緒になるといふことがもうすでにきまつりました以上、我々考へて行かなければならないことは、この原案を早急に審議して、一応きめて、又これを變えるといふやうなことがあつては甚だまずいことになるわけですから、実は大臣がお見えになる前に長官にお伺ひしましたら、先ほどお話の通り向うから来る船の使用の關係、或いは海員の補充といふやうな關係で大變急ぐからといふことで、その点は私もわかるのですが、ただ今の御答弁によりますといふと、閣議ですすに新保安庁の所管すべき事項はきまつておるのだ。ただ作文ができていないのだといふことで、この新しい保安庁の設置法をここに提案されるまでには、そう長い期間からかれないと思ひます。恐らくはかの行政機構と一緒になさるということはなさらないで、それだけ切離して特別に早くなさるのじやないかと思ひます。又今の日本の情勢としては、私はそれが必要じやないかとまで考へてゐるわけでございます。まあ私の私の見込が当るならば、これは勝手なことを申しますけれども、そうするといふと、これを今審議してきめるといふと

ところで幾日か日の開きがありますけれども、大した違いはないのではないかと。そうすると海員の補充とか、船を使うとかいうような点についても幾ら

け過ぎるのかも知れませんが、本当に私はそういう気持がするのでございしますが、その点大臣如何でございますか。

かそれが不自由が起つて来るわけですが、けれども、大したことじゃないというふうに考えるわけです。それから先ほどこれはもう一つ承わつたところによりますという、保安庁のほうに移つて行つても実は変らないだろうというのでありますが、それはそのままに承わるといたしまして、若し仮に今度この案が近いうちに通過して、法律ができた、すぐそれに追つかけて保安庁の組織法ができたそのときに、海上警備隊のその他に關して、移管される部分について又少しもじつてほかのものが出来た、違つた條文が出て来たというような場合には、我々委員としてはそのときになつて、この間作つた法律を又引續き返すということは、これはできないことだ、で、若し政府のほうでその心配が絶対にないというお考えでありますしたら、言い換えれば我々が違つた法律を又新たに作るというようなことをしないでいいという確信があるならば、今これを進めて行くというやうなことのうで、ただそれをすつかりそのまま移して行くのですから、多少それがそのままいじられるということになつたら、我々はすぐそれを又変えてこれに入れるということは、これは委員会としてはできかねることだと思ひます、議會としてはですね。若しそういう危険があるならば、又この際余りお急ぎになるということは政府としても危険があると思うのです。こゝういふ心配を私はしておるわけであり、これは立入つたことを私は申上

○國務大臣(村上義一君) 今のお説に御尤もに拜承いたします。この行政機構の改正は実は七月一日を目途としてやつております。で、新たに設置される總理府内の保安庁はこれより遅れることも早くなることはないと思ひます。それで七月一日、若しくはその以後にやうなと思ひます。今では同時にやうなことに關議では決定いたしておりますが、いろいろの情勢から判断しますと或いは遅れる虞れがないこともなないというふうに思ふのであります。それから先刻もお願ひしました通りでありますが、なお数日前に、この金曜日の日、閣議のあとで大橋國務大臣は、名前は警察予備隊を保安隊というやうなふうに変えるかも知れないが、その設置の目的であるとか、その他一切今のままの考えである。で、海上保安庁についても同様であるからして、先だつて私が連合委員会の節若干性格がプラスされる点があるのじゃないかということ申ししたときに、自分が賛成しなかつたのはそのままの文句で行きたいと考えていると、こゝういふお話がありましたので一つ御参考までに申述べておきます。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたしますが、本日はこの程度で委員會を閉じようと思ひますが、如何でしやうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと

認めます。それではさようにいたします。

が、明日は行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、これは各省別に審査をすることになって途中まで来ておりますから、前回に引續いてこれを續行したいと思つたので、それを御承知願ひます。では今日はこれを以て散会をいたします。

午後四時十四分散會

四月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、統計報告調整法案

統計報告調整法案

統計報告調整注

(目的)

第一條 この法律は、統計報告の徵集方法、報告様式その他統計報告の徵集について必要な調整を行い、もつて統計報告の作成に伴う負担を軽減するとともに、行政事務の能率化を図ることを目的とする。

（この法律の運用）

第二條 統計委員會は、この法律の運用に當つては、關係行政機關の権限を不当に侵害しないように留意し、もつぱら統計上の見地から、統計報告の徴集について調整を行わなければならない。

(定義)

第三條 この法律において「統計報告」とは、国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項に規定する国の行政機関をいう。以下「行政機

關」といふ。)が、直接又は地方公共団体の機関を通じ、左に掲げる者に對し、報告様式を示して提出を求める一定の時点又は期間についての報告で、その結果の全部又は一部が統計を作成するために用いられるものをいう。

一 人又は法人その他の団体（地方公共団体及び政令で定める法人を除く。以下同じ。）で、それらの総数が十以上となるもの

二 政令で定める文教施設、医

八條に規定する機關又は政令で定めるこれらに準ずる地方公共団体の機關で、それらの總數に、ともに報告の提出を求められる人又は法人その他の団体の總數を加えたものが十以上となるもの

この法律において「報告様式」とは、調査票若しくは質問書又はこれらの様式をいう。

（統計報告の徴集についての承認）

第四條 統計報告の徴收を行おうと

する行政機関の長は、左の各号の一に該当する場合を除く外、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、統計委員会の承認を受けなければならない。

一 徵集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計

報告の徴集を行おうとする場合

二 統計法（昭和二十二年法律第

十八号) 第三條に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合

前項の承認を受けようとする行政機関の長は、左に掲げる事項を

記載した申請書を統計委員会に提出しなければならぬ。

一 当該行政機関の名称

三 報告を求めたる事項

五 華告を求めたる期日又は其間
六 徵集方法

八、その他統計委員会が必要と

申請書には、報告様式及びその参考書類を添付しなすべし。

他の著者言葉を採附したばかりでない。

第五條 統計委員会は、前條の申
書を受理したときは、左の基準

よつてこれを審査しなければならぬ。

一 当該統計報告の徴集が統計

二、当該統計報告の徴集と既に

徴集との間に調整の必要がな
こと。

統計委員会は、前項の規定に
る審査の結果、申請に係る統計

告の徴集が同項各号の基準に適合していると認めるときは、すみ

かに、当該統計報告の徴集につ
て期間を定めて承認しなければ

らない。

(承認又は不承認の通知)

第六條 統計委員會は、統計報告徴集について承認した場合には

前條第二項に規定する期間（以「承認期間」という。）及び承認番

を文書で当該行政機関の長に通
しななければならない。

2 統計委員会は、統計報告の徴集について承認しなかつた場合には、理由を付した文書でその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。

3 統計委員会は、第四條第一項各号に規定する統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長が希望するときは、その求めに応じて、当該統計報告に承認番号を與えることができる。

(承認期間及び承認番号の明示)

第七條 統計報告の徴集について承認を受けた行政機関の長は、当該報告様式にその承認期間及び承認番号を明示しなければならない。

(統計報告の徴集の中止又は変更)

第八條 前條の行政機関の長は、当該統計報告の徴集を中止しようとする場合には、その旨を統計委員会に届け出なければならない。

2 前條の行政機関の長は、当該統計報告の徴集について変更しようとする場合には、変更しようとする統計報告の徴集について、新たに統計委員会の承認を受けなければならない。

(承認の変更)

第九條 統計委員会は、既に承認した統計報告の徴集が第五條第一項各号に規定する承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集について変更を求めることができる。

2 統計委員会は、前項の行政機関の長が同項の求めに応じないときは、当該統計報告の徴集について

の承認期間を短縮することができる。

3 統計委員会は、前項の規定により承認期間を短縮した場合に、理由を付した文書でその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。

(統計報告の徴集の中止又は変更の要求)

第十條 統計委員会は、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反する統計報告が徴集されていると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更を求めることができる。

2 統計委員会は、前項の行政機関の長が同項の求めに応じないときは、内閣総理大臣に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更について必要な措置を求めることができる。

(異議の申立)

第十一條 行政機関の長は、第六條第二項の規定による通知又は第九條第三項の規定による通知を受けた場合において、その処分により当該行政機関の政策の実施が著しい支障を受けると認めるときは、内閣総理大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、不服の事由を記載した申立書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申立書を受けるときは、異議の申立に

理由があるかどうかを裁決してなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の裁決の結果、異議の申立が理由があると裁決したときは、統計委員会に対し、適当な処置をすることを命じなければならない。

(適用除外)

第十二條 この法律の規定は、政令で定める行政機関が政令で定める事務に關して行ふ統計報告の徴集については、適用しない。

(報告調整官)

第十三條 この法律の実施に關し、統計委員会と緊密な連絡を図るため、各行政機関の部内に、報告調整官を置くことができる。

2 前項の報告調整官は、当該行政機関の長がこれ命ずる。

(施行命令)

第十四條 この法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 この法律施行の際現に徴集方法及び報告様式が法令に基いて定められていた統計報告でこの法律施行後同一の徴集方法及び報告様式により徴集を行うものについては、政令で定める場合を除く外、当該行政機関の長は、この法律施行の日から三年間を限り、第四條第一項の規定にかかわらず、統計委員会の承認を受けないで当該統計報告の徴集を行うことができる。

3 統計法の一部を次のように改正する。

第六條第二項第三号を同項第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 統計報告の徴集について調整を行うこと。

第六條の二第三号を同條第四号とし、同條第四号を同條第五号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 統計報告調整法(昭和二十七年法律第 号)に基いて統計報告の徴集について承認すること。

第八條第一項に次の但書を加える。

但し、統計報告調整法の規定により統計委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

四月三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(予備審査のための付記は三月二十七日)

四月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給不均衡是正に關する請願(第一五三三三三)(第一五五九号)(第一六一七号)

一、観光局設置に關する請願(第一五三三三三)

一、元軍人老齢者の恩給復活に關する請願(第一五三四四)(第一五七二)(第一五九六号)

一、元軍関係公務員の恩給復活に關する請願(第一五三六号)

一、系行政機構存置に關する請願(第一五六三三)

一、東北海運行政機構存置に關する請願(第一五六四四)(第一六〇六号)

三 統計報告の徴集について調整を行うこと。

第六條の二第三号を同條第四号とし、同條第四号を同條第五号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 統計報告調整法(昭和二十七年法律第 号)に基いて統計報告の徴集について承認すること。

第八條第一項に次の但書を加える。

但し、統計報告調整法の規定により統計委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

四月三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(予備審査のための付記は三月二十七日)

四月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給不均衡是正に關する請願(第一五三三三三)(第一五五九号)(第一六一七号)

一、観光局設置に關する請願(第一五三三三三)

一、元軍人老齢者の恩給復活に關する請願(第一五三四四)(第一五七二)(第一五九六号)

一、元軍関係公務員の恩給復活に關する請願(第一五三六号)

一、系行政機構存置に關する請願(第一五六三三)

一、東北海運行政機構存置に關する請願(第一五六四四)(第一六〇六号)

一、元軍人恩給復活に關する請願(第一五七一)(第一五七四号)(第一五七五号)(第一五九七号)

一、軍人遺家族等の恩給復活に關する請願(第一五七三三)(第一五八三三)(第一五九二二)(第一六一五号)

一、中小企業庁存置に關する請願(第一五九三三)

一、養護教諭等の前歴を恩給年数に加算の請願(第一六〇九号)

一、元軍人軍属の恩給復活に關する陳情(第八四四号)

一、元軍人老齢者の恩給復活に關する陳情(第八一九号)(第八三八号)(第八四九号)(第八六二二)

一、観光局設置に關する陳情(第八二〇号)

一、元軍関係公務員の恩給復活に關する陳情(第八三五号)

一、軍人遺家族等の恩給復活に關する陳情(第八三九号)

一、東北海運行政機構存置に關する陳情(第八八八号)

第一五三三三三 昭和二十七年三月二十九日受理

恩給不均衡是正に關する請願(三通)

請願者 神戸市生田区下山手通 八ノ四〇六 秋山藤五郎 郎外千五百五十一名 紹介議員 山縣 勝見君

昭和二十三年六月以前に退職した公務員の恩給は、それ以後に退職した公務員の恩給にくらべ、大きな差がある

が、経済的諸条件を同じくしている時代に、單なる退職時期によつてこのような差異を設けることは極めて不合理であるから、すみやかに合理的な正の方法を講ぜられたいとの請願。

第一五五九号 昭和二十七年四月一日受理

恩給不均衡是正に関する請願
請願者 鹿兒島県豊後郡財部町 南俣一、七〇八 松脇 助左エ門外三百五十五名

紹介議員 前之園喜一郎君 西郷 吉之助君 島津 忠彦 君 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第一六一七号 昭和二十七年四月四日受理

恩給不均衡是正に関する請願
請願者 新潟県柏崎市大字比角 二、七二四ノ一 内山 小太郎外百三十名

紹介議員 下條 恭兵君

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第一五三三号 昭和二十七年三月二十九日受理

観光局設置に関する請願
請願者 静岡市御幸町六ノ一二 静岡県旅館組合連合会 内 山田弥一

紹介議員 長島 銀藏君

国際観光事業は、貿易外収入の点からみても、国際親善に寄與する点からも、最も平和的な文化事業であつて、昭和二十二年秋貿易の再開とともに、総司令部の許可以来逐年観光客も増加し、

特に戦後地方自治体においても観光課設置の傾向にあるから、今回政府の機構改革を機に、運輸省観光部を観光局に昇格せられたいとの請願。

第一五三四号 昭和二十七年三月二十九日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願
請願者 神奈川県足柄下郡湯本町二六九 相良巳都磨 外二十四名

紹介議員 大谷 盛潤君

老齢者である元軍人は、終戦後恩給が停止されたので、老骨を勵ましあらゆる苦痛に堪へ今日まで生活をしてきてある実情であるから、一日も早く元軍人の老齢者の恩給を復活せられたいとの請願。

第一五七二号 昭和二十七年四月一日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷 三ノ五四〇 今泉吉貞 外二十七名

紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第一五三四号と同じである。

第一五九六号 昭和二十七年四月三日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願
請願者 愛知県海部郡七宝村大字 宇崎橋 後藤房吉

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一五三四号と同じである。

第一五三六号 昭和二十七年三月二十九日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 大分県速見郡大神村大字 大神六、六八〇 堤 越外百三名

紹介議員 松原 一彦君

元軍関係公務員の恩給は、昭和二十一年勅令第六十八号をもつて停止されているが、大正十二年法律第四十八号恩給法に基き適法に取得したものであるから、講和條約発効とともに元軍関係公務員に対する恩給を適正なる率に換算支給せられるとともに、元軍関係公務員ですでに恩給権発生の事実あるも、未裁定者の審議においては既に成事実に基づく権利を確認せられすみやかに恩給を支給せられたいとの請願。

第一五六三三号 昭和二十七年四月一日受理

警察行政機構存置に関する請願
請願者 宮城県議會議長 今野 貞亮

紹介議員 高橋進太郎君 愛知 葵一君

行政機構の改革に伴い、警察、畜産両局の統合が計画されているよしであるが、警察は、輸出産業の首位を占め、わが国経済上重要な使命を持つてゐる。しかして今日の警察は、中央地方を通じて一貫した統一の指導行政によつて確立されたものであるから、今後の警察の復興と健全なる発達のために従来通り、警察局を独立存置せられたいとの請願。

第一五六四号 昭和二十七年四月一日受理

東北海運行政機構存置に関する請願
請願者 宮城県議會議長 今野 貞亮

紹介議員 高橋進太郎君 愛知 葵一君

政府は行政機構改革の一環として近く海運行政についても、地方部局の整理を行う由を聞いてゐるが、東北地方の豊富な資源の開発促進とわが国産業経済発展のため、東北の海運行政機構をこの際特に重視し、現機構を存続せられるよう取計われたいとの請願。

第一五六四号 昭和二十七年四月一日受理

請願者 宮城県議會議長 今野 貞亮
紹介議員 高橋進太郎君 愛知 葵一君

政府は行政機構改革の一環として近く海運行政についても、地方部局の整理を行う由を聞いてゐるが、東北地方の豊富な資源の開発促進とわが国産業経済発展のため、東北の海運行政機構をこの際特に重視し、現機構を存続せられるよう取計われたいとの請願。

第一六〇六号 昭和二十七年四月四日受理

東北海運行政機構存置に関する請願
請願者 福島県議會議長 連沼 龍輔

紹介議員 油井賢太郎君

東北地方は、全国屈指の未開発天然資源地帯であり、加ふるに広大な海域をもち、その豊富な水産資源は、地上資源の開発と相まつて戦後わが国の産業経済発展に寄與しているところ極めて大なるものがあるとき、海運行政もまたこの線にそつて一層の拡充強化が必要であるにもかかわらず、伝えられる行政機構改革による地方部局の整理は、東北海運行政の現状を無視する措置であるから、現在の機構を存置せられたいとの請願。

第一五七二一号 昭和二十七年四月一日受理

元軍人恩給復活に関する請願(四通)
請願者 東京都杉並区西田町一ノ七七九 松田四郎外 三十七名

紹介議員 上條 愛一君

元軍人は終戦時において恩給を停止され、以来年月の経過とともに生活の現

実は窮乏の深刻さを加へ、いかんともし難い実情であるから、講和條約発効を機に元軍人恩給を復活せられたいとの請願。

第一五七四号 昭和二十七年四月一日受理

元軍人恩給復活に関する請願
請願者 東京都杉並区松ノ木町 一、二〇六 藤沢一孝 外十二名

紹介議員 石川 清一君

この請願の趣旨は、第一五七二一号と同じである。

第一五七五号 昭和二十七年四月一日受理

元軍人恩給復活に関する請願
請願者 山形県南村山郡上山町 鶴屋町四〇七 渡辺謙 太郎外三十四名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一五七二一号と同じである。

第一五九七号 昭和二十七年四月三日受理

元軍人恩給復活に関する請願
請願者 栃木県那須郡湯津上村 大字湯津上三一〇 永 山寅政外六百三十二名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一五七二一号と同じである。

第一五七三三号 昭和二十七年四月一日受理

元軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 東京都新宿区左門町一〇 酒井康外四十五名

紹介議員 岩男 仁藏君

講和條約発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特令に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止または制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齢軍人に対する恩給を復活せられたとの請願。

第一五八三号 昭和二十七年四月二日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する請願
請願者 千葉県千葉郡津田沼町
谷津一、八九一 原田
二郎外二十名

紹介議員 大谷 肇清君

この請願の趣旨は、第一五七三号と同じである。

第一五九二号 昭和二十七年四月三日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町三
ノ三二七 久保順三外
十四名

紹介議員 佐々木良作君 東
隆君

この請願の趣旨は、第一五七三号と同じである。

第一六一五号 昭和二十七年四月四日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する請願
（二通）
請願者 東京都中野区鷺ノ宮一
ノ四〇〇 志道保亮外
二十五名

紹介議員 中川 以良君

この請願の趣旨は、第一五七三号と同じである。

第一五九三号 昭和二十七年四月三日受理
中小企業庁存置に関する請願（二通）
請願者 静岡県清水市末広町一
清水信用組合組合長
小川隆三外四名

紹介議員 境野 清雄君

政府は、行政機構改革に伴い、中小企業庁を廃止し、これを内局に変更する方針を樹て、すでに閣議決定を見た由であるが、大企業と中小企業を同一行政で取扱うことは本質的に無理があり、双方の対立を生ずる虞がある。また中小企業は複雑多岐にわたる業態であるから、その育成助長には専門的な調査研究が必要であるから、わが国経済の中核体である中小企業の振興発展のため、中小企業庁を現在通り存置せられたとの請願。

第一六〇九号 昭和二十七年四月四日受理

養護教諭等の前歴を恩給年数に加算の請願
請願者 大阪府天王子区勝山通
二ノ二二七 藤井孝子

紹介議員 高田なほ子君

学校看護婦および養護教諭は、一般教職員の場合における代用教員、代用保母に相当するにもかかわらず、代用教員、代用保母は教育職員に任用され一方学校看護婦および養護教諭は嘱託であるのは不合理かつ不公平であるから、今回の恩給法の改正に当つては昭和十六年養護教諭制制定以前の学校に看護婦、嘱託時代の勤務年数および職制々定後における養護婦の勤務年数を恩給年数に加算せられたとの請願。

第八一四号 昭和二十七年三月二十九日受理
元軍人軍属の恩給復活に関する陳情
（二通）
陳情者 神奈川県鎌倉市大船町山
ノ内一、四一五 宇川清
外三百七十八名

憲法ならびに国家公務員法によつても元軍人軍属およびその遺族は、一般公務員およびその遺族と比べて、不平等、不利益の地位に置かれる理由はないのに、元軍人、軍属およびその遺族は国家から冷遇視され、その生活の窮乏はその極に達しているから、平和條約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の條項に則り恩給を給付せられるとともに、條約発効時機にさかのぼり支給せられるよう配慮せられたとの陳情。

第八一九号 昭和二十七年四月一日受理

元軍人老齡者の恩給復活に関する陳情
（三通）
陳情者 宮城県仙台市通町一八
二 東條政二外二名

元軍人に対する恩給は終戦と同時に停止されているが、大東亜戦争に關係のない六十才以上の老人においては生活能力も弱いため生活困窮はその極に達しており、一方すでに追放を解除された文官は恩給を復活支給されているのであるから、（一）原則として一般文官と等差を附さないこと、（二）年齢六十才以上の老齡元軍人については直ちに普通恩給を支給すること等について善処せられたとの陳情。

第八三八号 昭和二十七年四月二日受理
元軍人老齡者の恩給復活に関する陳情
（二通）
陳情者 東京都杉並区西田町一ノ
七〇五 三浦真外一名

この陳情の趣旨は、第八一九号と同じである。

第八四九号 昭和二十七年四月三日受理

元軍人老齡者の恩給復活に関する陳情
（三通）
陳情者 長野県上田市大字上田
六、三五八 倉島富次郎
外二名

この陳情の趣旨は、第八一九号と同じである。

第八六二号 昭和二十七年四月四日受理

元軍人老齡者の恩給復活に関する陳情
（二通）
陳情者 千葉県印旛郡遠山村長
原 厚東馬太郎外一名

この陳情の趣旨は、第八一九号と同じである。

第八二〇号 昭和二十七年四月一日受理

観光局設置に関する陳情（三通）
陳情者 埼玉県秩父郡大滝村長
山中一郎外三名

観光事業は、国民外交として国際親善に資すると共に、外貨の獲得によるわが国経済の復興に大きな寄與をなしている。しかるにこれ等外客の誘致および受入体制の施設、設備は不充分で本邦観光事業の振興をさまたげているから、今次の行政機構改革に当り、戦前

の国際観光局あるいはこれ以上の機構と権限を持つ観光局を設置せられたとの陳情。

第八三五号 昭和二十七年四月一日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情
陳情者 大分県津市三保区福島
二、〇六六 大分県軍人恩
給復活期成同盟中津支部
内 植山政六外六十二名

元軍関係公務員は、終戦後恩給を停止されたため、日々の生活に困窮しているから、講和発効を機会に恩給を復活せられたとの陳情。

第八三九号 昭和二十七年四月二日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する陳情
陳情者 福岡県筑紫郡二日市町
溝生利作外千二百三十三名

講和條約発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特令に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止又は制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齡軍人に対する恩給を復活せられたとの陳情。

第八六八号 昭和二十七年四月四日受理

東北海運行政機構存置に関する陳情
陳情者 山形県酒田市市長 本間重
三外三名

政府は行政機構改革の一環として近く海運行政についても、地方部局の整理を行う由を閣議決定しているが、東北地方の豊富な資源の開発促進とわが国産業経済発展のため、東北の海運行政機構をこの際特に重視し、現機構を存続せられるよう取計われたとの陳情。

昭和二十七年四月二十二日印刷

昭和二十七年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁